

Global Tax Update

ドイツ

デロイトトーマツ税理士法人

2017年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

ドイツ連邦税務裁判所がコンサイメントストックに係る VAT 上の取扱いについて判示

(1) 一定の要件を満たせばコールオフストックを利用時の EU 域内供給の税率をゼロとすることが可能に

ドイツ連邦税務裁判所(Bundesfinanzhof: 以下「BFH」)は、2016年10月26日にコンサイメントストックを利用した場合の VAT(Value Added Tax: 付加価値税)上の取扱いについて判決を下した。この中で、BFH は、ヘッセン税務裁判所の判決を支持し、ドイツにおけるコールオフストックについての次のようなドイツ税務当局の主張を否定した。税務当局の見解によれば、他の EU 加盟国からドイツにおけるコンサイメントストックを経由した物品の供給は、EU 域内供給後にドイツ国内供給したものとみなされる。これは、通常、ドイツにおける申告/報告義務を生じさせるものである。

判決の対象となったのは、スペインの商社が、製品をドイツの会社に販売した取引である。スペインで製造された製品が、ドイツにおけるコールオフストックとして供給がなされた。ドイツの顧客は、ドイツの倉庫事業者と契約を結び、その中で、倉庫は供給者の代わりに、そして、供給者の計算において運営されていた。そして、顧客は、当該条件を供給者に要求していた。当該倉庫事業者は、当該在庫に関して、保管、荷降ろし等を行い、ドイツの顧客は、当該在庫に対して自由にアクセスすることができた。包括供給契約では、製品の供給、配送、価格および支払が定められていた。量と配達日は、ドイツの顧客の日々の出荷のスケジュールに基づいていた。このスケジュールだけが、唯一法的に拘束力を与えるものであった。当該倉庫に対する出荷量は、将来の週および月に当該顧客の需要をカバーするように行われていた。

当該事例について、BFH は、他の EU 加盟国から出荷される当初から最終顧客が特定され、当該日において拘束力のある注文がある場合のコールオフストックを利用した供給は、直接の EU 域内供給と考えるべきであると判決を下した。そして、これはドイツにおいて物品の所有権が移転するかどうかには関係ないものとした。

また、BFH は、これは 2009 年の EU 司法裁判所の判決に沿うものだとしている。当該判決によれば、EU 域内

供給・取得の分類は、製品の輸送開始と終了の間の期間で判断すべきでないとされた。ただし、このような分類と取得場所の決定については、その取引の継続性だけでなく、当該製品の供給と輸送が時間的および物理的な関連性を有する必要があるとされている。

BFH は、時間的および物理的な関連性の要件は、本件のような、一時的な製品の保管には影響をされないとしている。そして、BFH は、フランクフルト税務当局が 2015 年 12 月 15 日に公表したガイドラインの見解を支持した。すなわち、他の EU 加盟国からのドイツにおけるコンサイメントストックへの物品の移転が、EU 域内取得とみなされ、これに続くドイツ国内の課税取引とみなされるという見解は正しくないとした。

(2) デロイトのコメント

今回の BFH の決定には、輸送が始まる前から拘束力のある注文があると仮定するために、どのような在庫保有契約とすべきかの新しい示唆は含まれていない。BFH は、非居住納税者に対するドイツ税務当局の見解を支持しないが、いつドイツ税務当局が BFH の決定を実行するか不明なので、コールオフストックによる供給を行っている場合には、当該判決による影響の可能性のある者はドイツにおいて VAT の登録を継続すべきと思われる。

税務当局が、当該決定に基づく対応をすぐ実施し、非居住納税者のドイツにおける VAT 登録による負担が少なくなることが望まれる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte GmbH, Japanese Services Group

Düsseldorf

佐藤 光俊

+49-(0)211-8772-2099

misato@deloitte.de

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.